

令和 2 年 第 3 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年3月23日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和2年3月23日（月） 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員（19名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事録署名委員

8番 村上 英登 9番 下島 琢郎

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第19号 農用地利用集積計画の策定について（中間管理事業）

議案第20号 農地の権利取得における下限面積の別段面積の設定について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後5時48分

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年第 3 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

今年初めからの新型コロナウイルスの感染の著しい広がりのために世界各国が大変な騒ぎになっているわけです。日本の経済の状況も大変な状況になって、オリンピックもパラリンピックも予定どおりの開催はなかなか難しいんじゃないかなってというような、そんな状況になってきております。

そういった中で、長野県農産物の中で、新型コロナウイルスの関係で影響が起きているのが酪農の関係と花の関係です。3 月の 10 日の日に県の農業会議が——ちょうど駒ヶ根の営農型の太陽光発電の打合せに来られたときに、今、駒ヶ根、上伊那管内は花の生産が多いわけですし、非常に大変な状況になっているって言うようなお話をさせていただきました。長野県の中でも、現状、話をしますと、今、ラナンキュラスがかなり出てきているんですが、前年の価格対比でいうと 50% ぐらい、半額ぐらいにしかなくなっていると、アルストロメリアにしても 1 割ぐらいの単価が落ちていると、全体的に価格が下がっているって言うような状況の中で、13 日の日に、農業会議と、それから J A の中央会、全農長野と J A の農政対策会議も含めて、県の園芸畜産課のほうへ要請活動をしております。県内での消費を少しでもしていただいて、少し価格的にも花卉農家の援助をしていただきたいって言うような要請をしてしております。そんなことで、牛乳についても、学校が一斉休校になっていますので、牛乳が非常に残っているって言うような状況で、テレビ等で放送されたような状況であります。

いずれにしても新型コロナの感染が少しでも、一日も早く収まればいいなと思っております。

さて、本日は、先日の 3 月の議会の一般質問の中で出された案件が何件ありまして、これについて、先日、5 役会を開いて検討してまいっております。協議会を先にやりまして、それぞれの対応について、出されておる課題について対応してまいりたいと、そんなふうに思っています。そんなことで、あと、農振除外の関係の申請もありますので、スムーズな進行に協力をお願いして、簡単ですけど、一言御挨拶にさせていただきます。

よろしくをお願いします。

局長 (竹村 正宣君)
ありがとうございました。
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 8 番 村上英登委員、お願いします。

8 番 (村上 英登君)
お寺、仏教の話をちょっとしてみます、簡単に。
私、農業委員になる前の平成 29 年 4 月から南部寺院大信徒総代会の副会長をやって、次の年に会長で、今年の 3 月で会長職が終わるんですけど、その中で、私のお寺は東伊那伊那耕地の信号のそばにあります臨済宗妙心寺派の大蔵寺という檀家 61 戸の小さなお寺ですが、周り順で総代になったら、これもうまく周り順で会長職が回ってきました。それも今年で終わりですけど、それと、南部の会長は上伊那仏教会の副会長っていう充て職がありまして、年に 7 回～8 回、理事会や総会、研修会、講演会を平日の友引の昼間に行っております。そういうわけで、農業委員会の行事とダブって欠席したこともありまして。その中で、講演会の中で仏の教えっていうのをちょっと聞いたことがありましたので、まず 1 つ、殺生をするなかれ、2 番、傷つけるなかれ、3 番、物を盗むなかれ、4、うそをつくなかれ、5、食べ物を無駄にするなかれ、これから後があれですけど、6、不倫をするなかれ、一番最後に大酒を飲むなかれっていう、これは「おっさま」たちの教えだと思いますけど、そんなことも言われました。役をやってから、ニュースだとか新聞等でよく耳にしたのが、お寺離れ、お墓しまいということを知りましたが、お寺はお金もかかり、若い人たちはあまり関心がなく、檀家の数も減ってきているそうです。そういう現状です。これは農業と同じだと思っています。
以上です。
それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章。
〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)
〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)
午後 3 時 10 分 休憩(協議会開催)
午後 5 時 00 分 再開

会長 (堺澤 豊君)
それでは、これより令和 2 年 3 月 1 日付、告示第 12 号をもって招集した令和 2 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 19 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において8番 村上英登委員、9番 下島琢郎委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計5件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆438㎡になります。

後ほど御説明させていただきます2件目の案件と一体的な計画となりまして、斜線部分が2件目で御説明させていただく部分になります。

そうしましたら1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅及び物置き用地。

変更理由でございますが、当初計画は住宅の建築を計画していたが、土地造成中に東日本大震災の影響もあり事業に遅延が発生し、その間に両親の面倒を見るため転居が困難になるなど生活環境の見直しが必要となり計画を断念した、承継計画は、承継者が長野県への移住を検討しており、申請地は交通の便もよく住宅環境が整っているため住宅地として転用したいというものでございます。

同日、5条申請がございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更-2で示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆176㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は子どもの住宅計画地の隣接地を自身の住宅建築のため購入したが、土地造成中に東日本大震災の影響もあり事業に遅延が発生し、その間に建材の価格が高騰するなど資金面の問題により計画を断念した、承継計画は、承継者が長野県への移住を検討しており、申請地は交通

の便もよく住宅環境が整っているため住宅敷地として転用したいというものでございます。

当日、5条申請がございました。

続きまして3番となりますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

計画変更-3で示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北1筆43㎡になります。

もともと1筆で転用許可を受けていた農地であります。2つに分筆して、それぞれ異なる承継者が計画変更を行うものになりまして、下線部分につきましては4件目で御説明させていただきます。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、賃貸住宅。

変更理由でございますが、当初計画は賃貸住宅を建築する予定であったが、家族の体調不良により自営業の営業が順調ではなくなり、建設資金の確保が困難になり計画を断念した、承継計画は、承継者の自宅駐車スペースが不足しているため、自宅の隣接地である申請地を駐車場用地として転用したいというものでございます。

当日、5条申請がございました。

続きまして4番となりますが、場所につきましては3ページ右側を御覧ください。

計画変更-4で示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北1筆365㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、賃貸住宅。

変更理由でございますが、当初計画は賃貸住宅を建築する予定であったが、家族の体調不良により自営業の営業が順調ではなく、建設資金の確保が困難になり計画を断念した、承継計画は、現在アパート住まいである承継者が手狭になってきたため住宅用途として転用したいというものでございます。

同日、5条申請がございました。

続きまして5番となりますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

計画変更-5で示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の北1筆500㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、店舗併用住宅。

変更理由でございますが、当初計画は美容院を自宅に併設しての事業を計画

していたが、親の介護が必要になり事業を行うことが困難になったため計画を断念した、承継計画は、現在アパート住まいである承継者が住宅を建築し定住を図りたいと考え住宅用地として転用したいというものでございます。

以上5件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を求めます。

7 番 (齊藤 庄一君)

1、2番ですが、変更理由のとおりでございまして、親子の関係で土地を購入して、当初計画ではうちを建てる予定でありましたけど、そういうような理由で■■■■さんのほうに売買をしたということで、特に問題はないと思います。以上です。

15番 (代田 和美君)

3、4番ですが、この土地は住宅を建てるってことでずっと空き地になっておったわけです。特別問題ないと思います。

6 番 (小原 茂幸君)

5番です。■■■■と■■■■が重なる■■■■の信号のところで、■■■■のトイメンです。ここに許可年月日が令和元年、昨年11月11日と出ておりますが、そのときは店舗併用ということでしたが、今回は店舗をせずに住居のみということの変更ということで、特に問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

事務局に1点確認をします。

5番の■■■■、地番が、これ、500㎡つてなっていますが、この地番の面積がこれでいいのかどうか。っていうのは、転用許可を受けたときに500㎡で区切っちゃったんじゃないかと。だから、もともとの地番の面積が500㎡なのか、それ以上あるのかどうかについて。

主 任 (出口 大悟君)

こちらの■■■■の■■■■でございますが、令和元年1月31日に分筆されておまして、500㎡で登記されておりますので、500㎡で間違いはないかと思えます。

会 長 (堺澤 豊君)

今、住宅建てる時に必ずしも500㎡でなくていいことになっているよね。ただ、そこは、やっぱりきちんと理解をそれぞれ転用する皆さんにいただくようにしたほうがいいと思います。

ほかに質問、意見。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(堺澤 豊君)
なければ、議案第14号を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
そうしましたら、議案書5ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。
北割1区、XXXXXXXXXXの北1筆1,584㎡になります。
5ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
続きまして2件目でございますが、場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。
北割1区、XXXXXXXXXXの北1筆3,552㎡になります。
5ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は自宅に近い農地であり農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は体調不良により申請地を手放したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
続きまして3件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧

ください。

3-3 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南1筆2,344㎡になります。

5ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、既に耕作している農地であり、農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は引き続き管理をお願いしたいと考え譲受人の要請応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上3件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番ですけれども、地図で見いただきますと、黒いところのちょっと下の西側に[REDACTED]さんがいますけれども、2人とも2区の認定農業者で、花を中心にして耕作しております。今回の場所は、既にお借りして花を作っているわけなんです、土地所有者のほうから買ってほしいという依頼があったということでお聞きしております。特に問題はないと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)

2番のところの[REDACTED]さんですけど、地元でも篤農家の方で、10町歩以上の面積をやっている人なんで、問題はないと思います。

9 番 (下島 琢郎君)

3番です。譲渡人、譲受人は、それぞれ親戚関係にあります。譲渡人の[REDACTED]さんはもう高齢でありまして、既に譲受人が耕作しております。したがって、売買の価格のほうも親戚相場、中沢的には一等地になりますが、親戚相場であります、塩澤委員と確認してあります。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

事務局に1点確認しますけど、2番の案件で[REDACTED]さんが農地を買うわけですよ。この後、いわゆる利用者に対して自分の農地を売るわけですよ、この許可が出ると。だから、それは法的には合っていると思うんです。だけど、一般の道義として、買うけど売っちゃうよっていう、こういうやりとりっていうのはどうなの。特に認定農業者やなんかの場合には当然問題になる場合があるんで、法的には何ら問題ないと思うんですけども、そういう観点からするとど

うなんですか。全く問題ないのかどうか。

主 任 (出口 大悟君)

そうですね。場合によっては、■■■■さんが利便性等を考慮して利便性がいいところを取得して、逆に自宅から離れているとか耕作しにくいとか、そういうところを手放すっていう可能性はなくはないと思います。それがいいか悪いかっていうと、そうですね……。あくまで所有農地の有効利用っていうのは必須要件なので、そうですね、必須要件であるので、ただ、そういう利便性がいい悪い、耕作がしにくい、しやすいという理由であれば、こちらは手放して、あつちは買いたいっていうのは理解できなくはないかなとは思うんですけども……

会 長 (堺澤 豊君)

だから、今度、計画変更で出るのは、これ、転用許可とタイム差があるわけだから問題ないと思うけれども、例えばこれが、認定農業者やなんかが農地は取得するけれども、そういうところはもう売っちゃうよっていうことが道義的にできるかどうかっていう部分は、過去にもやっぱりそういう問題もあったから、だから、それはちょっと確認したほうがいい。法的には問題ないと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)

■■■■さんの場合には、今のところお金に困っているとか、そういうあれじゃないんですけど、認定農業者の人がそういう形でやる、今までちょっと……。■■■■さんの場合は、そういうことはあまりないと思うんですけどね、人間的にも。それしか私も言えないんですけどね。

会 長 (堺澤 豊君)

また、事務局で検討してください。

主 任 (出口 大悟君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 15 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
主 任 (出口 大悟君)
それでは議案書 8 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 9 ページの左側を御覧ください。
4-1 で表示した場所になります。
南割区、XXXXXXXXXXの北西 1 筆 310 m²になります。
8 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地。追認申請となっております。
理由でございますが、申請人は、相続した農地であるが、南側の既存住宅敷地と申請地は一体化しており、農地であるという認識がなく、農地法の手続を取っていなかったことが判明したので、今回手続を行い住宅敷地として転用したいということでございます。
農振法等でございますが、令和元年 10 月 3 日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見
ております。
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。
会 長 (塚澤 豊君)
地元委員さんの補足説明を上田さん、お願いします。
1 2 番 (上田 佳子君)
先日、塚澤会長と現地確認を行ってまいりました。
特段問題はないかと思えます。
会 長 (塚澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
1 6 番 (氣賀澤 道雄君)
備考欄に「南側の既存住宅地と申請地は一体化していたため」つてありますが、この南側の既存住宅地って、図でいうとXXXXXXXXXXさんのところということですか。

主任 (出口 大悟君)
すみません。図面のほうに斜線ですとか、ちょっと分かりやすくすればよ
かったんですけども、この■■■■さんというお名前の建物が建っているところ
が既存の住宅敷地です。

会長 (堺澤 豊君)
この■■■■さんが亡くなられて■■■■さんが相続したんです。

16番 (氣賀澤 道雄君)
ああ、そういうことですか。

会長 (堺澤 豊君)
そういうことです。

16番 (氣賀澤 道雄君)
それで、ほかにはまだ何も建っていないということですか。

会長 (堺澤 豊君)
はい。
よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 16 号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書の 10 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい
ただきます。
計 9 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 12 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、[REDACTED] の西 2 筆 614 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は移住を検討しており、申請地は交通の便もよく住宅環境が整っていると考え、住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は過去に農地法の許可を受けているが事業の実施が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 10 年 5 月 18 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、300m以内に [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 12 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の東 1 筆 202 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在県外にて借り家住まいであるが、母の実家のある駒ヶ根市への移住を計画しており、住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は、自宅より離れた場所にある申請地は耕作を継続することが困難であると考え、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては 2 種、消極的 2 種、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 13 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED] の北 4 筆 693 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借り家住まいであり、住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は、申請地は現在耕作できておらず、高齢であり今後も耕作できる見通しが立たないため譲受人の要請に応じるというもので

ございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては13ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の西1筆325㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借り家住まいであり、住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は体が不自由になってきたことにより耕作が困難になり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては14ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の東1筆419㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借り家住まいであり、住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は農地維持管理が難しく農業規模の縮小を図りたいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては14ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北1筆43㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地、自家用となっております。

理由でございますが、譲受人は、駐車スペースが不足しており、自宅の隣接地である申請地を駐車場用地として利用するため当地を取得したい、譲渡人は過去に農地法の許可を受けているが事業の実施が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては2種、消極的2種。

不許可の例外として非代替性で見えております。

11 ページを御覧ください。

続きまして7番となりますが、場所につきましては15 ページ左側を御覧ください。

5-7 で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの北1筆 365 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在アパート住まいであり、手狭になってきたため住宅用地として当地を取得したい、譲渡人は過去に農地法の許可を受けているが事業の実施が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては2種、消極的2種。

不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして8番となりますが、場所につきましては15 ページ右側を御覧ください。

5-8 で表示した場所になります。

町3区、XXXXXXXXXXの北1筆 228 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、庭及び家庭菜園となっております。

理由でございますが、譲受人は自宅に隣接する申請地南側を庭として利用してきたが、農地法の手続が取られていないことが判明したため手続を行う、また申請地北側を家庭菜園用地として利用したいと考え、当地を取得したい、譲渡人は、申請地は自宅より離れていること、また形状がL字型であることなどから耕作が困難であると考えられるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては2種、消極的2種。

不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして9番となりますが、場所につきましては16 ページ左側を御覧ください。

5-9 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北東6筆 4,371 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は太陽光発電施設を設置し再生可能エネルギーにより地球温暖化の阻止に貢献したいと考え当地を取得したい、譲渡人及び貸付人は、それぞれ高齢であることや農業の後継者が決まっていないなどの理由により農業の規模を縮小したいと考え申請者の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては2種、消極的2種。

不許可の例外として非代替性で見えております。

以上9件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番です。先ほど最初の1ページの部分のところの件ですけど、問題はないと思います。

11番 (西村 功君)

2番です。5-2の図面ですけど、先ほど説明あったように、図面が切れておりますけど、左側が■■■■■、■■■■■になりますが、その一段下のいわゆる■■■■■の住宅地になっておりまして、御覧のように周囲はもう住宅に開発されておりますので、問題ないと思います。

20番 (土屋 澄一君)

3番です。図面の5-3でございますけれども、■■■■■の信号から真っすぐ上がって、■■■■■を上り切って、飯田線の跨線を超えたところの竹やぶなんです、全くの。これ、一応農地になっていまして、3年ぐらい前に、これ、全くの竹やぶですから、これ除外したほうがいいですよっていう申請はしてあったんですけど、そのままのあれで、一応農地ということになっていましたので、今回、農地除外して駐車場と住宅用地ということでお願いして、全く問題ないと思います。

それで、次の4番でございますけれども、この北側は、もう現在いろいろが建たっておりまして、南側の土地でございます、もうこれもこのとおりでありますので、問題ないと思います。

2 番 (赤羽 明人君)

5番ですけども、■■■■■の東側のところですね。線路を渡ったところ、■■■■■の近くです。前回でしたか、■■■■■さんのところを紹介したんですけども、ここ一帯が住宅地になって、どんどんと住宅が建たっています。まだずっと空いているところがありますけれども、また今後、近いうちに申請が

出るんじゃないかなあとと思います。

特に問題ないと思います。

15番 (代田 和美君)

すみません。6番7番ですが、先ほどの議案第14号で出た店舗計画の場所です。住宅を造るって空いていたところですので、別段問題ないと思います。

10番 (堀 敏君)

8番ですけど、■■■■さんと■■■■さんはいとこの関係になります。

譲受人でございます■■■■さんが長年、自宅のすぐ横にある畑だったんで、ずっと庭として利用してきたということで、今回、正式に転用するという申請で、特に問題はないかと思えます。

18番 (春日 利一君)

9番です。せんだって下島委員さんと申請のあった農地を確認させていただきました。

最初に下の■■■■さんと■■■■さんのほうから説明させていただきます。この方たちは水路を使っているわけですけど、取水を■■■■の下から山の中をU字溝で取っているということで、そのU字溝も大分傷んできて、ちょっと面倒を見切れないということで、今年から太陽光にするということで話がありました。

そして、■■■■さんですけど、■■■■さんも自宅から離れた土地で、高齢のため耕作できないということで、■■■■さんたちが太陽光をするなら一緒に設置をしたいと、そういう話であります。

そして、■■■■さんですけど、20年ぐらい前から街のほうへ出ておられて、あとは■■■■さんっていう方に農地を恐らく貸して管理をしておりましたが、■■■■さんもちょっと高齢で面倒を見るのもえらいと思っていたら、こちらの方たちが太陽光をするので、一緒に太陽光をすると、そういう話で、荒廃地になる前に太陽光にしたほうがいいんじゃないかっていう話がありました。

それで、近隣の方たちにも説明があり、問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

補足説明が終わりました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

11番 (西村 功君)

3番ですけど、これは、説明があったように現況は竹やぶのような感じで、私もたまたま通るんですが、よく見た記憶はないんですけど、ここへ住宅を建てるっていう計画ですよ。

20番 (土屋 澄一君)

そうなんです。

11番 (西村 功君)
造成計画やなんかは特に通常とは違う計画なんですか。ちょっと一般的には、あそこへ住宅ができるのが浮かんでこないんですが。

主任 (出口 大悟君)
私が申請者から伺った話ですと、確かに竹やぶのような状態なんで、それを全部切って、そこに通常の手続で住宅を建てるという話で伺っています。

会長 (堺澤 豊君)
西村委員、よろしいですか。

11番 (西村 功君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。
1点確認します。9番の太陽光発電、これ、地元説明会が終わって了解は取れているんですか。

18番 (春日 利一君)
地元の説明会が終わって、了解を得ています。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第17号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第18号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)
それでは議案書17ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和2年の3月30日付の公告でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 22 万 8,700 m²、畑が 1 万 4,364 m²、合計で 24 万 3,064 m²、貸手が 68、借手が 39 でございます。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、18 ページから 28 ページまでに個別の詳細が載っております。

なお、29 ページにつきましては解除要件付の貸借となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

23番 (大沼 昌弘君)

小作料のゼロというところは、本当にそれでいいのかどうか。

主 査 (井上 幸代君)

こちらについては、相対で出しているから、ゼロで……。

会 長 (堺澤 豊君)

大沼委員、いいですか。相対で出しているから、要は双方で了解しているということです。

23番 (大沼 昌弘君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 18 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

ここで、議案第 19 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限により、■■■■ 番 ■■■■ 委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔■■■■ 番 ■■■■ 君 退場〕

会 長 (堺澤 豊君)
それでは、
議案第 19 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは、議案書 30 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提
案とさせていただきます。
それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
まず公告年月日でございますが、令和 2 年の 3 月 31 日。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 9,068 m²、
合計も 9,068 m²となっております。
貸手が 4 で、借手は農業開発公社のため 1 となります。
31 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。4 名の土地所有
者が長野県農業開発公社に合計で 4 筆を貸し付けるということになります。
権利の種類につきましては、それぞれ御確認をお願いいたします。
以上について御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませ
んが、長野県農業開発公社が権利設定後、32 ページにあります利用配分計画
にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございますので、御確認をよろし
くお願いいたします。
以上、よろしくをお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)
1 番の件なんだけれども、実は所有者の■■■■さんは既に亡くなっているん
です。こういう場合には土地所有者の変更をしなくて貸し借りすることができ
るっていいことですか。

主 査 (井上 幸代君)
所有者、■■■■さんの農地について経営者が■■■■さんで届けていただいている
ので、■■■■さんが貸し出す形です。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)
そうすると、相続はしなくても関係なくできるという判断でいいんですか。

主 査 (井上 幸代君)
貸借についてはできるんですけど、あくまで貸借についてまでなので、相

続、これの手續自体はしていただく必要があります。

13番 (宮澤 辰夫君)

あとの不都合は出てこないという意味ですか、それに対して。

主査 (井上 幸代君)

貸借はお預かりできます。ただ、貸借以外の不都合はありますので、いずれ登記の手續をしていただく必要があります。

13番 (宮澤 辰夫君)

すると、その辺についての指導は農業委員会でやってくれるんですか。

主査 (井上 幸代君)

農業委員会から促すことはないです。貸借についてはお預かりしていますが、これについて名義を変えてくださいというところまではできていません。

会長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

13番 (宮澤 辰夫君)

はい。

会長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第19号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 番 君 入場・着席〕

会長 (堺澤 豊君)

続いて、

議案第20号 農地の権利取得における下限面積の別段面積の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)

それでは議案書33ページをお開きください。

農地の権利取得における下限面積の別段面積の設定について御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、こちらにつきましては、先ほどの協議会において御検討いただきましたので、内容の修正があったものにつきましてはお手元に2枚お届けいたしましたので、それを基に御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)
議案第 20 号については、先ほど協議会で協議をして、訂正する箇所は訂正しました。ほかに御意見があればお出しをいただきたい。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 20 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農地の権利取得における下限面積の別段面積の設定については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題については審議を終了しました。
これにて令和 2 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。
午後 5 時 4 8 分 閉会